# 国土交通省 平成20年度建築基準整備促進補助金事業 20. 建築の質の向上に関する検討 報告書

## 2009年3月 社団法人 日本建築学会

建築にかかわる社会規範・法規範 特別調査委員会

#### 序・ 提案にあたって

#### 第1章 関連調査研究の総括と論点整理

第2章 今日の建築社会における諸問題と解決の方向性

#### <u>A:現行の法・制度について、分野別の問題提起</u>

- 1) 建築社会の変化と建築関連法制度との乖離
- 2) 持続可能な建築社会への転換
- 3) 建築社会における建築士の役割
- 4)安全の確保と法制度
- 5)既存建築の安全確保と有効活用
- B:制度と社会需要の齟齬によって生じる軋轢の把握

6) 欠陥建築問題

- 7)建築生産・発注形態の多様化に伴う問題点と今後の方向性
- 8) 地方自治体における建築行政制度のあり方
- 9) 建築紛争の争点とその克服へのみち筋
- 10)都市環境・地域環境・地球環境

#### 第3章 外部有識者等からの意見聴取等

1)韓国の建築基本法に関する意見聴取

2) 有識者ヒアリング(要旨)

①市民の立場から見た建築関連法制度の問題点と課題:大西信也 ②日本の建設産業の抱える構造的問題分析:草柳俊二氏

#### 第4章 課題への応答

A:質の高い建築が有すべき性能について
B:建築に関する基本理念について
C:建築に係る関係者の責務および役割
D:理念法としての「建築基本法」について
E:付帯意見・その他の問題提起等

おわりに

●建築にかかわる社会規範・法規範特別調査委員会

- 委員長 神田 順(東京大学教授)
  - 池田 敏雄(関西大学名誉教授)
  - 黒木 正郎(㈱日本設計 第一建築設計群副群長)
  - 坂本 成弘(大成建設㈱技術センター主任研究員)
  - 清水 亮(東京大学准教授)
  - 巽 和夫(巽和夫建築研究所代表)
  - 日置 雅春(キーストン法律事務所)
  - 松本 光平(明海大学名誉教授)

〇建築関連法制度の基本小委員会

- 主 査 黒木 正郎(㈱日本設計第一建築設計群副群長)
- 委員 池田 敏雄(関西大学名誉教授)
  - 神田 順(東京大学教授)
  - 北 泰幸(㈱竹中工務店常務取締役)
  - 小枝すみ子(千代田区議会議員)
  - 清水 亮(東京大学准教授)
  - 巽 和夫(巽和夫建築研究所代表)

# 第4章の概略を以下に記載

# (A) 質の高い建築物が有すべき性能について

## 4-1)建築物単体に固有の性能について

安全性、防災性、健康への配慮など、人間の生存にかかわる局面における性能において、社会的経済的にその時代の要求水準を満足するもの

建築物に共通する絶対的最低性能と、規模や用途、使用状況によって選択的に確 保する相対的な性能を区別して考えることもありうるのではないか

#### 4-2)地球環境への配慮や地域の景観形成等について

- その建築が外部に及ぼす作用の点で、社会的に要請される水準を満足するもの 建築物が群をなしたときに作られる環境への配慮、すでに作られている環境を維持 保全するための配慮も含まれる
  - 密集地域における街区単位ごとの防災性能確保のように、建築群が総体としてある「質」を確保すると言う概念も含まれる

#### 留意すべき概念

都市計画の領域で扱う「土地利用」的概念と、敷地内の単体建築物を扱う「建築造形」の中間的なスケール(「群造形」や「地域計画」「空間計画」などといわれる概念)
 これまで取り扱い方も扱う行政的・専門的主体も定まっていなかった分野

## 4-3)建築の造形性についての質の議論について

定量化することが難しく、個人的な評価差も大きい

「造形的な質」の評価(空間構成や色彩、材質などが関係する)は、その点での修練を積ん だ専門家の判断によるものとしなければならないと結論付けざるを得ない

造形性については基準を設けることが難しいが「調和」と「適切さ」を共通のキーワードに、 関係者の議論によって判断をする、という方向ではないか 建築物の作り出す空間環境を統一的に取り扱う必要がある

#### 4-4)時間軸を第一の視点において考える性能について

・建築物そのものの維持管理が適切に行いやすいということ

・古くなっても性能を満たしつつ風情が増してゆく素材の持つ特性の評価

・リニューアルやコンバージョンなど、変化への対応を当初から見込んでいること

・立替の際の用地確保まで見込んだ計画 など

変化への対応を許容できる建築という評価の仕方もできるのではないか

#### 4-5)低炭素社会化・コンパクトシティの形成・都市の縮退制御に 関係する性能について

これらを一義的に定義することはおろか、性能を論じる前提となる建築モデルの提示もまだ難しいが、このような建築物、建築群が求められていることは間違いない。

都市域の縮退は必ずしも都市活動の縮退を意味することではなく、都市中心部における複合機能集積を可能にする建築形式が求められる

・郊外部においては縮退のコントロール手法が求められよう

#### 4-6)特に「人」との関係における建築の性能について

 「バリアフリー」を総合化して、「ユニバーサルデザイン」を極限まで追求していくことに よって、より高い質を獲得できるということもあるのではないか

#### 4-7) 伝統的木造建築を評価する際の性能と「質」の矛盾について

- ・わが国の伝統技術に基づく建築について、法的な耐震性能や断熱性能などで評価す ると「非常に低質である」という結論になることが予想される
- ・地域によっては、このような原因から伝統工法の衰退が社会問題になっている
- ・伝統技術はわが国固有の文化であり、これは適切に推奨すべきものでありこそすれ、 遅れた技術として廃棄すべきものでない
  - 伝統木造建築については、物的仕様を項目別に定義する方法ではなく、それを担う人 材に質を担保させるという考え方を取り入れるべきではないか

#### 4-8)地域間競争という視点から見た都市と建築の質の評価について

- ・「国際的な都市間競争への対応」「国際的に評価される魅力」「人をひきつける力」、な ど都市の「競争力」という視点
  - 国際的都市間競争と語るときの性能と、より魅力的な地域づくりのための独自性のあ る街づくりとでは、目標とする質が根本的に異なることを念頭におくこと

## (B)建築に関する基本理念について 基本原則

「建築が本来的に持つ公共性の尊重」

「すべての建築は文化性の体現であるという認識」

基本理念

1)建築の公共性の原則

建築はその所有形態に関わらず公共的な性格を持つものであ り、これに建築の本来的にもつ社会的・文化的意義を合わせて、 国民に対する公共の福祉を実現することを共通の理念とする。 2)社会的要請への応答

建築は、場所と時代に対応し、その建築が社会から求められる 「安全」「健康」「環境」に関する質を具備するものであること。ま たそれを適切な管理の下に維持し続けること。

3) 調和と適切さ

建築は、建てられる場所に調和し、その空間的な変遷に対して 適切に位置づけられる存在であること。加えて、社会から求めら れ適切とされる質を維持し続けるものであること。

## (B)建築に関する基本理念について

## 4) 建築関連諸制度の原則

質の高い建築を作り出すための諸制度は、国民一般の理解を 得やすくまた誤解を呼ばないものとし、建築を豊かな社会生活の ための基盤とするための諸施策と連動した社会的共通資本とし て整備すべきであること。

#### 5) 質の高い建築を実現するための必要要素

質の高い建築を実現するために必要とされる要素は「人」「シス テム」「技術」「報酬」それに「時間」であり、建築を実体化するため の企画から設計・監理・施工の各段階において、関係者はこれら の諸要素が不足なく供給されるよう施策を講じること。

#### 6)国民共通の理念と目標

高い質を実現した建築が優良な社会資産として蓄積されること により、国と地域の文化性を体現し、魅力ある都市づくりと、美し く活力のある地域づくりにつなぎ、ひいては世界から尊敬される 社会を作り上げることを国民共通の理念とする。

# (C)建築に係る関係者の責務および役割

## 1. (行政)国、自治体

- ・国は基本理念を法定し、それを実現するための基本的な政策方針を策定する責務
   ・関係者の責務と権限を示すことも必要
  - 国は建築関連法制度を国民一般に理解しやすい形に再整備する
  - 法には国として最低限共通としなければならない原則および性能目標を記述し規範を 定める
  - 具体的な施策を地域の実情に応じた選択が可能な制度を構築する
  - 国は地方自治体がこれらを実行することを助ける施策
  - 地方自治体は、基本理念を体現するために地域の特性に応じた適切な施策を実施

#### 2. (建築主等)建築主、事業主、投資者、など

・建築の生成についての第一義的な責任は建築主等にあることを明示する
 ・建築主等は専門家等にどのような権限と責任を委譲するかを契約に定める
 専門知識を伴う建築行為の責務を果たすことにつながる

付帯意見

これらの契約に基づき委託を受けた専門家による建築の「企画および設計・監理」が、建築物とそれによって作り出された空間環境の質に決定的な役割を果たす 業務の委託をする場合には、無理のない時間を与え十分な対価を支払うべきである

#### 3. (管理者等)所有者、管理者、など

 ・管理者には質を維持する責任がある事を明示する
 地域住民や国民も地域環境の管理者としては管理の主体である
 良好な管理が行われている建築がストック利用の際に優遇されるなど、良好な管理を 優遇する施策が必要であろう。

#### 4. (専門家)設計者、技術者、施工者、監理技術者、等

- ・専門家はその責務として、法令を遵守し、その職能によって社会の負託に応え、基本理 念を実現することを自らの使命とする
  - 専門家とは、法定された資格を有し、その資格の範囲において建築主等から委任を受けて権限を行使し業務を行うもの
  - この責務に基づく専門家の(最低限の)責任とは「委任された業務に対して法令を遵守」 「自らの職能と権限に基づく判断によって委任に応えていることを委任者に説明する」

#### 付帯意見・「建築士」について

現行の建築士資格は建築関連の幅広い業務を行うための基礎的資格と認識し、将来的 には業務の実態に合わせた大幅な制度改正を伴う権限と責任の再構成を視野に入 れるべきである

#### **5.**国民の責務

- ・国民一般の責務として、住宅を含むすべての建築の質を保ち、よりよい国土と社会資 産形成をおこなうために、建築に関する基本理念の実現に協力すること
- ・さらにこれらについての社会全体の啓蒙活動、および学校教育における建築・街づくり
   に関する教育活動の必要性を理解し協力すること

## (D)理念法としての「建築基本法」について

# 1. 基本法の基本原則

「基本法」を制定する目的 ある分野の法体系全体を貫く理念を提示

## 「基本法」の下に要素ごとの基準類を用意

・建築社会の内部の問題に矮小化されてはならない
 単に建築分野の法体系整理/建築関係者の相互関係/
 責任分担の再構成・・・ではいけない
 「基本法」は対象分野が社会全体のため、国民全体のための法である

# 2. 建築基本法の存在によって可能になる建築

## 「建築基本法があると、 どういうよいことがあるか」

建築基本法に理念を制定することで、その理念に向かう 質の高い建築においては、建築基準法の制約をはずして、 建築基準法の枠内では実現できなかった建築を 実現可能にするみちを開く

建築基準法の上位に、建築の基本理念をおく この基本理念を実現できるのであれば、建築基準法とは 別の建築生産システムを可能にしてもよいのではないか 優れた技術とデザインカを持つわが国の 建築界の人材・学会の知見の蓄積を活用 「質の高い建築物」の実現というテーマに対して 「質の高い建築・空間を作り出すプロジェクトを可能にする ため」に 「建築に対する基本理念」を建築の質的水準に据えた目標 を設定

・・・・逆に通常の基準法の制約をはずす

建築基準法は「羈束行為」なので新しい技術の開発・思い切った 取り扱いができない 建築界の人材・蓄積された知見の活用が望まれている

閉塞状態を打開する役割を基本法に求めたい

世界の先端を行く建築文化を築く

日本社会全体の水準向上を目に見える形で世界に訴える

## 3. 基本法と基準法の並存 将来の法体系の原則は、建築ごとに目標とする「質」に合 わせ基準類を弾力的に運用する、という姿が理想的

建築プロジェクトの多様性、クライアントニーズの水準の格差の存 在を考えると 当面は従来型の最低基準+確認 による旧システムと 理念に基づく高度な目標を実現するための新システム 全体の質的水準向上を図る「2段構成」をとるのが現実的

将来的には、複雑になりすぎた建築基準法を簡素化しわかりやすく して残すか、法律は基本法のみにして条例に委ねるか、

についてさらなる検討を

- ・法と地方条例との関係は、地方分権の進行に同調する必要
- 「超法規的プロジェクト」による知見を積み上げて
   建築基準法の桎梏のない領域を拡大していくことで可能になる

# 4. 関係者の責務の記述

関係者の責務および役割については、

1)現在に対して不連続になりすぎないこと 2)将来どの方向に導くべきであるかの方向性が見えている必要

行政関係については「地方分権化」の方向、 専門家については「権限付与と責任強化」の方向、 建築主・事業主については「責務の明確化」を基本的な方向 国民一般や地域社会についてもその果たすべき役割がある

# 5. 美しい空間環境を作り出すための 施策を定めるための基本法

「基本法」は政府の施策に関する基本方針を記述 これまでの施策から抜け落ちていた分野に目を向ける

都市計画と建築行為の中間にあった「街並み環境」を施策の対象とすべき 量的拡大から質的充実へ、成長の基本概念が転換するのに 合わせた方針転換 地域景観の美しさは国民の暮らしの場を豊かにする 地域景観は市民社会の成熟度を現す

国としての存在感を高めて、世界から尊敬される国づくりに 資する施策

## 6. 建築に関する国民的議論を

建築に関する問題点に関して国民的な議論が行われることを期待

数値制御に頼ることのできない施策を、専門家の知見と民主主義的 なルールのバランスによって実施していく試み

憲法に保障された個人の財産権と、公共の福祉の構成要素である 居住環境のアメニティの関係

社会資産としての位置付けや建築主の責務など

国民の理解なしに制定することを避ける 建築社会の前進と、ひいては国民に共通の新しい社会目標の設 定につながる

## 「建築基本法」という呼び名について

建築基本法」とするより

「建築物および建築環境に関する基本法」 (Architecture and Build Environment)などという 名称がふさわしいという意見もある

この「基本法」は、「一般住宅」や、建築によって形 作られる「場の環境」に関する基本理念も視野に入 れていることを示すため

## (E)付帯意見・その他の問題提起等

#### 意見1 建築基本法と新しい建築法体系の原則について

第一・理念に基づく建築が体現すべき性能目標を設定し「最低基準」方式から、 「到達目標」方式への変更を

第二・全国一律の「事前明示・要素別基準確認」方式から、

「協議調整・包括的性能評価」方式への転換

第三・関係者の責務を明確化

# 意見2 建築基本法を制定することにより、建築基準法にとらわれない新たな建築の地平を開くことができることに期待する

- 新たな社会ニーズにこたえるために、建築基準法の制限を受けない建物を作り出すこと ができないか
- 一般的な建物は、建築基準法の枠内での建築確認制度でよい
  - 高度な知見に基づくものは、建築基準法の縛りをすべてはずして、新しい評価制度や、 許可制度などに基づいてコントロールされるものとすることができるように

#### 例

- ・地球環境に対してゼロインパクトの大規模建築物
- ・大規模既存建築の有効利用のプロジェクト
- ・免震構造の共同住宅を、通常の基準法に基づく耐震構造よりも安価に作る

人材は日本の建築界にはそろっているが、法によって実現の道が閉ざされている ・人材の活用によって日本の建築界を世界のリーディングセクターに位置づける ・伝統工法に基づく建築物やその技能者など別体系の法の下に置くことも

新たな制度のイメージ

・建築確認とは別の、第三者による評価・認定・許可などの執行制度を考える必要 旧38条認定的なものや集団規定の「許可」制への移行など

## 意見3 建築法制度の基本を「仕様規定・確認型」から 「性能規定・協議調整型」に変えるべきである。

より高い建築の質は、全国一律で一般的なものとして定義できるものではない 社会の求める質の高い建築を、関係者が協力し合って作りこんでいく必要 「地域特性型・性能規定型・協議調整型」の法体系こそがふさわしい ・全国いっせいではなく制度基盤の整った地域から順次変えていく方法もある ・専門家の知見に基づく判断と、民主的なルールに基づく判定の相互に独立した運用 ・地域の責任において地域の将来像を選択するという国民の責務に対する認識

## 意見4 都市環境・地域環境と居住にかかわる建築の質を 向上させるための問題提起

住宅政策に関係する国民の資産形成全般に関する問題について考える必要 単に建物の寿命を延ばす政策を採ればすむものではない 区分所有法の持つ矛盾や無理をどのように克服していくか ・住宅に関する財産上の問題を生産システムと関連付け一体の問題として議論すべき

#### 意見5 デベロッパー(事業)法の制定を

特に「マンション建設」に焦点を当てたデベロッパー(事業)法を制定 悪質な建て逃げを許さないための事業面での制約を課する 良質な事業者には優遇策を講じる

#### 意見6 都市環境の将来像を、社会経済的な問題との関連で 国民的議論を沸き立たせる施策の必要性

建築規制の強化がもたらす社会経済的な影響についての考察 私権制限に踏み込むと、都市計画規制の緩和を標榜するセクターから必ず出てくる反論 に対して論理的に応答する必要がある 路線化の下落を通じた「自治体の税収減」 ・「担保評価額の下落」による事業への影響、などについての考察

#### 意見7 工事中の設計変更をスムーズに行えるようにすること

が、質の高い建築の実現につながるのではないか 建築確認制度を改め、無用な形式チェックを段階を減らす 施工中の改良のための変更設計に対する確認の制度の弾力化